

## 參考資料

---

## 1. 大田市都市計画マスタープラン及び景観計画策定経緯

平成 18 年度		平成 19 年度	
平成 18 年 10 月	市民アンケート調査の実施	平成 19 年 7 月・8 月	市民意見交換会（市内 7 地域）の開催
平成 19 年 1 月	第 1 回策定委員会 第 1 回幹事会	10 月 12 月	第 2 回幹事会 第 3 回幹事会
3 月	第 2 回策定委員会 中間報告書のとりまとめ	平成 20 年 2 月 3 月	第 3 回策定委員会 都市計画審議会

## 2. 大田市都市計画マスタープラン及び景観計画策定委員会

会名	日時	議事
第 1 回 策定委員会	平成 19 年 1 月 12 日（金）	1) 都市計画マスタープランに係る特性と課題 2) 景観計画に係る特性と課題
第 2 回 策定委員会	平成 19 年 3 月 16 日（金）	1) 都市計画マスタープランの基本目標、都市整備の方針 2) 景観計画の基本方針
第 3 回 策定委員会	平成 20 年 2 月 15 日（金）	1) 都市計画マスタープラン（素案）について ①地域別構想について ②都市整備プログラムについて 2) 景観計画（素案）について ①景観形成の方針について ②景観計画区域、景観条例について



### 3. 用語解説

見出し	語句	解説
あ行	NPO（エヌ・ピー・オー）	民間非営利団体（Non-Profit-Organization）。政府や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。なお、登録により政府から法人格を認められた民間非営利団体を「NPO 法人」という。
	オープンスペース	公園・緑地、広場、河川、農地など建物によって覆われていない土地、あるいは敷地内の空地などのうち、道路用地、鉄軌道用地などの交通用地を除いたものを総称している。
か行	街区公園	都市公園法に基づく都市公園の一種で、主として街区内に居住する者の利用に供することを目的として設置される公園。誘致距離 250m、1ヶ所あたり面積 0.25ha を標準としている。
	開発行為	主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更。
	急傾斜地崩壊危険区域	斜面の崩壊により相当数の住居者・その他の施設に危害が生じる恐れのある急傾斜地及びこれに隣接する土地のうち、一定の行為を制限する必要がある土地（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条）。
	協働	複数の主体が、目標を共有し、ともに力を合わせて活動すること。
	景観協定	景観区域内の一団の所有者や借地権者の全員の合意で結ばれた、良好な景観の形成に関する協定。
	景観計画	景観法の制定〔2004年（平成16年）6月公布〕に基づき、景観行政団体（政令指定都市や中核都市、都道府県など）が、良好な景観の保全・形成を図るために定める計画。
	景観地区	市街地の良好な景観の形成を図るために定めるもので、建築物の形態意匠の制限を定めるとともに、必要に応じて建築物の高さ、壁面の位置等の制限を定めることができる。

見出し	語句	解説
	建築協定	市町村の区域の一部について、建築基準法に基づき関係権利者が合意のもとに建築物の敷地・構造・用途・形態・意匠などについて定める協定。
	公共下水道	主として市街地における下水を排除し、または処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの、または流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のもの。
	国勢調査	<p>総務省統計局が行う全国一勢の国勢に関する調査。10年ごとに行われ、その中間の5年目には簡易な方法による調査が実施されている。</p> <p>国勢調査は、社会福祉、雇用、環境整備、交通など各種行政上の諸施設の企画・立案のための基礎資料を得ることを主たる目的として国内のすべての居住者について行われるものである。</p>
	コーホート変化率法	同じ年（又は同じ期間）に生まれた人々の集団について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。
さ行	重要伝統的建造物群保存地区	伝統的建造物群が周辺の環境と一体をなしている歴史的風致を維持するため、伝統的建造物群を主として外観上認められているその位置、形態、意匠などの特性について、その周囲の環境と併せて保存することを目的として決定するもの。
	地すべり指定区域	地すべりしている区域、その恐れが極めて大きい区域及びこれらに隣接する区域のうち、地すべりを誘発、助長する区域（地すべり等防止法第3条）。
	生活排水処理施設	家庭から出る排水（生活排水）をきれいに浄化するための施設として、下水道や浄化槽などの施設。
た行	第1次産業就業者 第2次産業就業者 第3次産業就業者	<p>農業、林業、漁業に従事する者。</p> <p>鉱業、建設業、製造業に従事する者。</p> <p>電気・ガス・熱供給・水道業、運輸・通信業、卸売・小売業、飲食店、金融・保険業、不動産業、サービス業、公務（他に分類されないもの）などに従事する者。</p>

見出し	語句	解説
	地区計画制度	都市における良好な市街地環境形成、保全を図るため、都市計画より、建築物の用途、形態などに関する制限や形態などに関する制限や道路、公園等の配置について、地区の特性に応じてきめ細かく定めることにより、建築又は開発行為を規制・誘導することができる制度（都市計画法第12条の5）。
	デマンド型公共交通システム	交通における需要にフレキシブルに対応し、サービスを提供する新たな公共交通システム。
	特定用途制限地域	用途地域が定められていない土地の区域（市街化調整区域を除く。）内において、その良好な環境の形成等を行うために、特定の建築物などの建築を制限する地域（都市計画法第8条第1項）。
	都市計画区域	一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域（都市計画法第5条第1項）。
	都市計画区域マスタープラン	都市計画区域を一体の都市として総合的に整備、開発、保全することを目途として必要なものを一体的、総合的に定めるものであり、都道府県が一市町村を超えた広域の見地から定めるものである。
	都市計画提案制度	土地所有者、まちづくりNPO及び一定の開発事業者等が、県又は市町村に対し都市計画区域内の一定の面積以上の一体的な区域について、都市計画基準、その他の法令の規定に基づく都市計画に関する基準に適合すること及び土地所有者等の3分の2以上の同意を得ることにより、都市計画の決定又は変更を提案することができる制度。
	都市公園	①都市計画施設である公園又は緑地で地方公共団体が設置するもの、②地方公共団体が都市計画区域内において設置する公園又は緑地、③国が一つの都府県の区域を超えるような広域の見地から設置する都市計画施設である公園又は緑地、④国が国家的な記念事業として、又はわが国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るため閣議の決定を経て設置する都市計画施設である公園又は緑地。当該設置者により当該区域内に設けられる公園施設を含む（都市公園法第2条）。

見出し	語句	解説
	土地区画整理事業	土地所有者が少しずつ土地を出しあい（減歩）、その土地を集約して、道路・公園などの公共施設を整備するとともに、土地の区画の整形など宅地の整備を一体的に行う事業。
な行	農業振興地域	農業振興地域の整備に関する法律に基づき、一体的に農業の振興を図ることが必要である地域について、土地の自然的条件及びその利用動向からみて、農用地等として利用すべき相当規模の土地があり、農業経営に関する基本的条件の現況及び将来の見通しに照らし、農業経営の近代化が図られる見込みが確実であることなどの要件を備えるものについて都道府県知事が指定する地域（農業振興地域の整備に関する法律第6条第1・2項）。
	農業排水処理施設	農村地域における下水を処理するための施設。
	農地転用	農地に区画形質の変更を加えて、住宅用地や工場用地、道路、山林など農地以外の用地に転換すること。
	農用地区域	農業振興地域内の土地で、今後おおむね10年以上にわたり農業上の利用を行うものとして指定された集団的農用地などの区域。
は行	バリアフリー	高齢者・障害者等が社会生活をしていく上で障壁となるものを除去すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障害、情報面での障壁などすべての障壁を除去するという考え方。
	保安林区域	災害防止、産業の保護、公共福祉の増進など、特定の公共目的を達成するために指定され、伐採などに制限が課せられた森林区域。
や行	ユニバーサルデザイン	あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすい都市や生活環境をデザインする考え方。
	用途地域	将来の都市発展に備えて、市街地における建築物をそれぞれの用途ごとに合理的に配置し、都市全体の秩序ある発展を図り、良好な環境を確保しようとする制度のこと。
ら行	ライフスタイル	生活様式。衣食住などの日常の暮らしから、娯楽、職業・居住地の選択及び社会の関わり方まで含む、広い意味での生き方。

見出し	語句	解説
	緑地協定	土地所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度（都市緑地法第 45 条、第 54 条）。
わ行	ワークショップ	地域づくり活動において、住民参加の手法として、参加者自身が地域の課題を把握、共有化した上で、地域の将来像を話し合う手法。